

平成26年1月6日

公益社団法人 全国消費生活相談員協会  
理事長 吉川 萬里子 様

(回答者)

有限会社 Coo&RIKU

代表取締役 大久保 延子



上記代理人弁護士

同 (担当)

同

TEL

FAX



## 回答書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。当職は、回答者有限会社 Coo&RIKU (以下「回答者」といいます。)の代理人として、貴会からいただいた平成25年7月31日付「ご連絡」(以下「ご連絡」といいます。)に対し、以下のとおり、回答いたします。

### 1 ご連絡の1(1)「免責条項の削除の趣旨について」に対する回答

今後、回答者の売買契約において、買主は、回答者に対し、民法5

70条の定めに基づき、瑕疵担保責任として、契約の解除及び損害賠償請求を行うことができることに間違いありません（もともと、治療費については損害賠償の対象から除外します。この点については後述いたします。）。

2 ご連絡の1(2)「瑕疵担保責任の明記について」に対する回答

貴会は、「民法の瑕疵担保責任の定めに基づいて契約の解除及び損害賠償請求を行うことができるのであれば、その内容をペット売買契約書の条項として明記することが望ましい」旨ご指摘されています。

しかし、回答者としては、民法の規定の適用があることは明らかであって、消費者の視点を考慮しても、法律上明らかに認められる内容までペット売買契約書に明記する必要性はないと考えておりますので、「民法の瑕疵担保責任の定めに基づいて契約の解除及び損害賠償請求を行うことができる」旨を契約条項として追加する予定はありません。

3 ご連絡の1(3)「免責条項削除の周知について」に対する回答

買主から、購入されたペットについての苦情や売買契約に関する質問等が寄せられた場合には、各地域担当のマネージャーが対応することになっております。

回答者は、その各地域担当のマネージャーに対し、瑕疵担保責任の免責条項を削除したこと、したがって買主は瑕疵担保責任に基づく解除及び損害賠償請求を行うことが可能であることを周知徹底しております。

4 ご連絡の2(1)「ペット売買契約書(案)における内容の理解について」に対する回答

(1) 「①買主は事業者に対して、瑕疵担保責任に基づいて、契約の解除及び損害賠償請求を行うことができる（但し、治療費については、請求できない。）。」について

そのとおりです。

- (2) ア 「②第5条（先天性疾患保障）の要件を満たすときには、買主は、①に加えて、生体価格が同程度の代犬猫の提供を受けることができる。」について

基本的にはそのとおりですが、買主が代犬猫の提供を受けたときは、売買契約の解除に基づく代金の返還請求はできません。

つまり、瑕疵担保責任に基づく売買契約の解除と第5条の適用は二者択一となります。

後でも述べますが、買主が瑕疵担保責任に基づく解除を行った場合には、売買契約が遡及的に無効となりますので、第5条は適用されないからです。

- イ 「この場合、買主は、当初購入した犬猫を事業者に返還して、「代犬猫」の提供を受ける。なお、代替ペットのワクチン代等は、事業者が負担する（第8条の反対解釈）。」について

基本的にはそのとおりですが、代替ペットのワクチン代については、当初購入した犬猫が引き渡し前に接種していたワクチンの回数分についてのみ回答者が負担します。

たとえば、当初購入した犬猫が引き渡し前に接種していたワクチンの回数が1回であり、かつ、代替ペットが引き渡し前に接種していたワクチン回数も1回である場合には、回答者がワクチン代を負担します。しかし、当初購入した犬猫が接種していたワクチンが1回であり、代替ペットが接種していたワクチンが3回の場合には、1回分については回答者負担であり、2回分については買主負担となります。

- ウ 「また、「代犬猫」の提供を受けるとともに、（治療費以外の）損害賠償請求を行うことができる。」について

そのとおりです。

(3)ア 「(第5条の先天性疾患保障以外の事由により)第8条(死亡保障制度)の要件を満たすときは、買主は、①に加えて、販売生体価格の50%を支払って代替ペットの引き渡しを受けることができる。この場合、代替ペットのワクチン代や生体価格が当該ペットの価格を上回る場合の差額は、買主が負担する。」について

基本的にはそのとおりですが、上記のとおり、買主が瑕疵担保責任に基づき売買契約を解除した場合は、契約は遡及的に無効です。第8条は適用されません。

イ 「この場合、買主は、当初購入した犬猫を事業者に返還して「代替ペット」の引き渡しを受ける。」について

そのとおりです。

ウ 「また、代替ペットの引き渡しを受けるとともに、(治療費以外の)損害賠償請求を行うことができる」について

そのとおりです。

#### 5 ご連絡の2(2)「ペット契約書案に関する疑問」について

(1) 「たとえば、③について、買主は、もとの売買契約を解除すると代金相当額についての返還請求権をもちますが、第8条により販売生体価格の50%を支払って代替ペットの引き渡しを受けることができるということは、買主は、差引50%相当額の返金を受けて、「代替ペット」の提供を受けることができることになるのでしょうか。」について

違います。売買契約を解除すると、代金相当額についての返還請求権をもつことは相違ありませんが、解除した場合には、契約は遡及的に無効となるので、第8条は適用されません。

(2) 「この点も含め、ご提示のペット売買契約書案における事業者の責任に関しては、買主がどのような場合にどのような請求を行う

ことができるのか、具体的に明らかにしていただく必要があろうかと存じます（とりわけ、瑕疵担保責任による解除と、第5条、第8条の定めは、なお明確化が必要と考えられます。」について

これまで述べたとおり、買主が瑕疵担保責任に基づく解除をした場合には、売買契約が遡及的に無効となり、第5条及び第8条は適用されません。買主としては、瑕疵担保責任に基づく契約の解除か、第5条又は第8条に基づく代替ペットの提供請求等かを選択することになります。

6 ご連絡の3(1)(2)「第6条は瑕疵担保責任の重要な部分を免責する」に対する回答

貴会は、「契約の解除をしないで（当該ペットを飼い続けることにして）損害賠償の請求だけを求める消費者にとりましては、治療費の請求が一切できないとなると、貴社に請求できる損害はほぼ皆無となるのではないのでしょうか」とご指摘されています。

しかし、買主は、治療費の損害賠償請求はできないものの、瑕疵担保契約責任に基づく解除が可能であり、代金相当額の返還が認められる以上は、買主にとって特段不利益であるとは考えられません。

また、犬猫の治療費以外にも損害（犬猫と人間との共通の感染症による人間に発生した病気の治療費など）が想定できるところであり、これについては損害賠償請求をすることも可能です。

7 ご連絡の3(3)「先天性疾患保障・死亡保障制度について」

貴会は、「買主は、瑕疵担保責任の規定に基づいて、売買契約を解除して代金の返還を受けたうえ、新たに生体価格が同程度の犬猫を購入することもできることに鑑みれば、先天性疾患保障（第5条）は、実質的には、特段の権利を買主に与えたものとは考えられません」とご指摘されています。

たしかに、「買主は、瑕疵担保責任の規定に基づいて、売買契約を解除して代金の返還を受けたうえ、新たに生体価格が同程度の犬猫を購入することもできること」が可能です。しかし、第5条の先天性疾患保障があることで、買主は解除ではなく、代替ペットの提供を求めることも可能となり、買主にとっては選択肢が増えることとなります。

また、貴会は、「死亡保障制度（第8条）については、（同条の具体的な内容にもよりますが）少なくとも同条により保障を受けることができる要件が、引渡し後2週間以内の死亡と、かなり限定されています。」と指摘されています。2週間という期限を設定したのは、ペットの死亡原因として一番多いのがウイルス性の感染症であるところ、一般的に、ウイルスの潜伏期間が約1週間、発症から死亡までが2、3日間であるとされているからです。したがって、回答者としては、2週間という期間設定は合理的であると考えています。

さらに、貴会は、「事業者が別に設けている「Cooちゃん生命保障契約書」では「全てのお客さまに生命保障にご加入いただいております。」とされており、同制度とあわせ鑑みれば、死亡保障制度（第8条）が実際に機能する場面はどのように考えればよいのでしょうか」とご指摘されています。回答者としては、全ての買主に対し、生命保障制度に加入していただくようお願いしていますが、加入は強制ではなく、あくまでも任意です。買主がこの任意の「Cooちゃん生命保障」に加入しない場合には、第8条の死亡保障制度は重要な意義を持つこととなります。

#### 8 ご連絡の3(4)「小括」に対する回答

回答者としては、これまで述べてきた理由から、治療費を賠償対象から除外しても、「消費者の利益を一方的に害する」とは言えないと考えております。

## 9 ご連絡の4「Cooちゃん生命保障について」に対する回答

貴会は、「独自の生命保障制度に加入することを前提に生体価格を低価格に設定していることは、生命保障代金という名目の隠れた売買代金を徴収しているとの指摘もありうる所であり、消費者にとって非常に分かりにくい、誤解を招く制度であることが懸念されます」とご指摘されています。

しかし、回答者としては、上記のとおり、Cooちゃん生命保障は、あくまでも任意加入の制度である以上、「隠れた売買代金を徴収している」というご批判は当たらないと考えております。

また、貴会は、「貴社が瑕疵担保責任等の責任を負うような場合を含めて、上記制度で処理されるとすれば、買主の費用負担のもとに上記の場合の処理が図られることになり、取引の公正という観点からも疑問です」とご指摘されております。

しかし、Cooちゃん生命保障は、散歩中の交通事故、誤飲による窒息死など瑕疵担保責任が発生しない場合をも保障する内容となっており、回答者としては、取引の公正を害するものではないと考えております。

したがって、Cooちゃん生命保障について現時点では制度の見直しは考えておりません。

## 10 その他

現在、回答者において使用している「Coo&RIKU ペット売買契約書」並びに「Cooちゃん生命保障契約書」及び「Cooちゃん生命保障約款」の各写しを添付いたします。

敬具